

## 長野市行政改革大綱実施計画（案）

## （集中改革プラン）

## 平成18～22年度

## 予定年度別実施状況（改革項目数）

平成18年3月27日現在

| 区 分               | 平成15年度         | 平成16年度      | 平成17年度        | 平成18年度      | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------------|----------------|-------------|---------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 新規改革項目数           | -              | 15          | 14            | 35          |        |        |        |        |
| 各年度当初の取り<br>組み項目数 | 117            | 78+15<br>93 | 64+14<br>78   | 49+35<br>84 |        |        |        |        |
| （うち年度内<br>実施予定）   | (31)           | (25)        | (31)          | (19)        |        |        |        |        |
| 年度末で除外した<br>項目    | 1              |             | 6             |             |        |        |        |        |
| 実施済               | 38             | 29          | 23            |             |        |        |        |        |
| 翌年度に継続する<br>項目    | 117-1-38<br>78 | 93-29<br>64 | 78-6-23<br>49 |             |        |        |        |        |

～市民と共に進める長野改革～ 「元気なまち ながの」の創造 （長野市行政改革大綱）

3つの視点と具体的な取り組み内容

**視点1** 市民と市の役割分担を明らかにし、パートナーシップに基づくまちづくりの推進

～まちづくりの視点から変えていこう～

推進項目1 市民との役割分担の再構築の推進

- 推進内容1 事業の廃止又は縮小
- 推進内容2 補助金の整理適正化
- 推進内容3 外郭団体等の見直しや自主運営の促進

推進項目2 民間活力の活用の推進

- 推進内容1 民間委託等の推進
- 推進内容2 PFIの導入
- 推進内容3 民営化の検討
- 推進内容4 市民公益活動団体との協働の推進

推進項目3 情報提供・公開の推進

- 推進内容1 市政情報の提供・公開
- 推進内容2 審議会等の会議の公開
- 推進内容3 広報活動の充実

推進項目4 市民参加型市政の推進

- 推進内容1 市政への市民参加の推進
- 推進内容2 審議会等への市民参加の推進
- 推進内容3 広聴活動の充実

**視点2** 民間の発想を取り入れた行財政経営への転換

～民間の発想を生かして変えていこう～

推進項目1 成果重視と競争原理を導入した行財政経営の推進

- 推進内容1 目標管理制度の導入等

推進項目2 最少の経費で最大のサービスを提供

- 推進内容1 事務事業の簡素効率化
- 推進内容2 事務事業の整理統合
- 推進内容3 公共工事コストの縮減及び入札制度の改善
- 推進内容4 既存施設の見直し
- 推進内容5 施設整備の適正化

推進項目3 健全な財政運営の推進

- 推進内容1 中長期財政見通し、企業会計手法の活用
- 推進内容2 市税等の収納率の向上
- 推進内容3 受益者負担の適正化
- 推進内容4 自主財源拡充の検討

推進項目4 評価制度の活用

- 推進内容1 行政評価の推進
- 推進内容2 公共事業に対する再評価制度の推進

推進項目5 公務員制度改革の推進と職員数の適正化

- 推進内容1 人事・給与制度の見直し
- 推進内容2 職員数と職員配置の適正化
- 推進内容3 多様な人材の確保・育成の推進
- 推進内容4 職員の意識改革と職場の活性化

**視点3** 市民の目線で良質なサービスを迅速に提供

～市民の目線で変えていこう～

推進項目1 顧客志向による市政の推進

- 推進内容1 市民の目線による事務事業等の再点検

推進項目2 柔軟で迅速な対応のできる組織体制の整備の推進

- 推進内容1 機能的な組織・機構の整備
- 推進内容2 新たな時代に対応した支所等の在り方
- 推進内容3 政策形成・行財政経営推進機能の強化
- 推進内容4 審議会等の適正化

推進項目3 職員研修の充実

- 推進内容1 派遣研修の充実
- 推進内容2 時代の変化に対応した研修等の充実

推進項目4 電子市役所の推進

- 推進内容1 IT社会に対応したサービスの拡充
- 推進内容2 行政情報化の推進

推進項目5 窓口サービス向上の推進

- 推進内容1 総合窓口・ワンストップサービスの検討
- 推進内容2 窓口サービスの改善

**1 計画策定の趣旨等**

この実施計画は、大綱に掲げた上記の3つの視点に基づく、具体的な取り組み(推進項目)を総合的かつ計画的に推進するため、改革をどのように進めていくかを明らかにするために策定するものです。

**2 実施計画期間の見直しと集中改革プランとしての位置付け**

本市の実施計画の期間は、大綱と同様に平成15年度から平成19年度の間の5年間となっていますが、国の行政改革に係る現行指針[「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな

指針」(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)]や今後、社会経済情勢、市民ニーズ及び財政状況等の変化に適切に対応するために、計画期間は5か年の固定とし、年度ごと計画期間の起

点をスライドさせ、毎年見直し(ローリング)を行い、計画の実効性と弾力性を確保していきます。

また、この実施計画を国の指針でいう「**集中改革プラン**」として位置付け、取り組んでいきます。

**3 財政構造改革プログラム(工程表)の実実施計画への取り込みについて**

財政構造改革工程表に基づいて実施する個別の改革事項については、この実施計画に掲載した上で、財政効果額(コスト削減額等)の実績把握及び進行管理を毎年実施します。

**4 実施・稼働後の効果検証について**

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部稼働 :実施・稼働

| 区分 | 部局 | 所属          | 改革項目名      | 大綱の視点等           | 現状と課題                 | 具体的な進め方  | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値  | 目標値設定の根拠   | 成果・効果   | 着手年度   | 実施計画年度                       |                                 |   |                                     |   |               |                                   |
|----|----|-------------|------------|------------------|-----------------------|--|---|--|---|--|------------------------------|---------------------------------|---|-------------------------------------|---|---------------|-----------------------------------|
|    |    |             |            |                  |                       |  |   |  |   |  | 18                           | 19                              | 20  | 21                                  | 22  |               |                                   |
|    |    |             |            |                  |                       |  |   |  |   |  | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移) |                                 |   |                                     |   |               |                                   |
| 継続 | 1  | 総務部         | 庶務課        | IP電話の導入          | 2-2-1<br>事務事業の簡素効率化   | 現在IP化を実施するに当たって、技術的な問題はなくなってきた。支障となっていた回線の基本料金は、現在低価格のものが出てきており、早期に初期投資額を回収することも可能である。ただし、低価格のものは信頼性の面で若干の不安があるため、今後は、低価格のものと採算性を重視するのか、回収期間が延びても信頼性を重視するのか決定していかなければならない。 | 【現在の料金】月額<br>基本料金 255,600円<br>通話料金 890,000円<br>【IP化後の料金】月額<br>基本料金 191,300円(B7ルック)<br>基本料金 326,460円(スマート-サ)<br>通話料金 712,000円<br>【初期投資額】<br>工事費用 6,000,000円<br>【回収期間】<br>B7ルック 24.7ヶ月<br>スマート-サ 56ヶ月 | 通話料金の削減額   | (【現在の月額料金】 - 【IP化後の月額料金】) × 12ヶ月                                    | 経費の削減  | 15                           |                                 |   |                                     |   |               | 方針が決定し次第、実施に移したい。                 |
| 継続 | 2  | 総務部         | 庶務課        | 電子文書管理システムの導入    | 3-4-2<br>行政情報化の推進     | 現在の紙文書による文書制度においては、セキュリティの問題や事務の効率性、保存スペースの確保等の問題がある。  | 導入の要否・導入時期等は情報政策課が実施している情報システム最適化事業で検討されている。  | 決裁時間の短縮<br>必要な文書等の検索時間の短縮<br>紙文書の削減・保存スペースの削減                        | 文書事務の適正化・効率化、省資源化、市民との情報共有化   | 16   |                              |                                 |   |                                     |   |               |                                   |
| 新規 | 3  | 総務部         | 庶務課        | 本庁舎駐車場の有料化       | 2-3-3<br>受益者負担の適正化    | 本庁舎駐車場は、シルバー人材センターに委託し、年間約1600万円の経費を掛け整理員を配置し、場内の整理、不正駐車車の防止を図っている。また、休日及び夜間は無料開放としている。  | 第1～第5駐車場に機械設備を設置し、無人化する。開庁時間は市役所専用とし来庁者は無料、開庁時は一般開放し有料とする。  | 駐車場維持管理費における財政効果<br>年間500万円  | 機械設置費、維持管理費及び周辺駐車場の利用実態を考慮した収入の試算。<br>設備のリース料を考慮し、5年間の平均により算出       | 駐車場維持管理費の削減                                      | 18                           |                                 |   |                                     |   |               |                                   |
| 新規 | 4  | 総務部<br>関係部局 | 庶務課<br>関係課 | 公共施設の再編等によるコスト削減 | 2-2-4<br>既存施設の見直し     | 市内集会施設の面積は、オリンピック施設の後利用により中核市平均の約3倍の整備水準となっているため、文化ホール等の大規模集会施設のうち老朽化したものを廃止するなど集約を図る必要がある。  | 廃止した場合の代替施設を確保することが可能か、利用率の低い施設を他の施設に集約し、施設数を減らすことが可能か検討する。<br>また、手当の必要性等について継続的に検討し必要に応じて見直す。  | 19年度までに方針を決定し、21年度より実施する。  | 18年度より3力年に渡り指定管理者による管理運営を実施するが、施設の利用状況等について検証し、施設の有り方について検討する必要がある。 | 施設を再編することにより、管理コストの削減が可能となるとともに、施設の利用率が上がるが見込める。 | 18                           | 指定管理者の管理運営による、利用状況の推移等について検証する。 | 施設の必要性等を検証し、廃止する施設、更新する施設を決定する。<br>更新する場合は、民間の活用等コストを最小限に抑える方策等を調査検討していく。 | 更新する施設については、前年度同様コストを抑える方策等を調査検討する。 | 廃止する施設については、実施する。<br>更新については、市の財政状況を見ながら計画的に実施する。 |               |                                   |
| 継続 | 5  | 総務部         | 職員課        | 特殊勤務手当の見直し       | 2-5-1<br>人事・給与制度の見直し  | 危険・不快・不健康等特殊勤務手当本来の趣旨に合致しない特殊性の薄い手当及び他の給与で措置されており二重支給的な手当等の廃止及び見直し   | 廃止及び見直しが必要な手当を整理し、平成17年度中に労働団体に提案した上で、18年度中に関係条例の改正を行い、実施を図る。<br>また、手当の必要性等について継続的に検討し必要に応じて見直す。  | 危険・不快・不健康等<br>手当本来の趣旨に合致しない手当の廃止等<br>特殊性の薄い業務及び他の給与と二重支給的な手当の廃止及び見直し | 特殊勤務手当に係る人事院規則<br>中核市等他市の特殊勤務手当条例等                                  | 職務実態に応じた支給                                       | 15                           |                                 |   |                                     |   |               | 労働団体との協議<br>特勤手当条例の改正<br>年度途中から実施 |
| 継続 | 6  | 総務部         | 職員課        | 職員定数・人員配置の適正化の推進 | 2-5-2<br>職員数と職員配置の適正化 | 合併により増加した職員数の適正化、短時間勤務、任期付き、再任用等、新たな任用形態の検討。   | 定員適正化計画に基づき、新規採用を抑制しながら、事務事業の見直し、簡素化、行政改革的手法により人員減を図るとともに行政需要に見合う柔軟な任用形態を検討、導入、非常勤職員の効果的任用を図る。  | 職員数<br>平成22年4月1日までに140人を削減する。(4.8%の削減)                               | 定員適正化計画、任用関係条例、規則   | 人件費の削減、効率的、柔軟な任用形態                               | 15                           | 採用試験での19年度採用職員の抑制等。             | 採用試験での20年度採用職員の抑制等。   | 採用試験での21年度採用職員の抑制等。                 | 採用試験での22年度採用職員の抑制等。                               | 第四次定員適正化計画の策定 |                                   |
| 継続 | 7  | 総務部         | 職員課        | 職員の事務服の在り方の検討    | 2-2-1<br>事務事業の簡素効率化   | 現在、長野市職員被服費と規程に基づき、貸与されている事務服について、その貸与の必要性を検討するとともに、職員にはどのような服装がふさわしいのか再考する必要がある。  | 平成17年1月から平成19年3月まで実施されている服装自由化の試行的結果を踏まえ、事務服検討委員会を再開し、事務服貸与の廃止について検討を行う。  | 服装自由化の試行から実施継続<br>事務服貸与の廃止<br>事務服貸与の経費0円                             | 服装自由化の定着<br>他都市の状況  | 経費の削減  | 15                           | 事務服貸与の廃止<br>長野市職員被服費と規程の改正      |   |                                     |   |               |                                   |

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部移動 :実施・移動

| 区分 | 部局 | 所属        | 改革項目名                      | 大綱の視点等               | 現状と課題  | 具体的な進め方  | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値                                    | 目標値設定の根拠   | 成果・効果  | 着手年度 | 実施計画年度                       |    |    |    |    |
|----|----|-----------|----------------------------|----------------------|--|--|---|--|--|------|------------------------------|----|----|----|----|
|    |    |           |                            |                      |  |  |   |  |  |      | 18                           | 19 | 20 | 21 | 22 |
|    |    |           |                            |                      |  |  |   |  |  |      | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移) |    |    |    |    |
| 継続 | 8  | 総務部 職員課   | 公務員制度改革の推進                 | 2-5-1<br>人事・給与制度の見直し | 人事評価は職員の理解不足もあるが、試行により課題が明らかになりつつある。人動で示された給与構造改革と絡め、評価結果の活用(処遇反映方法)の具体案が未定である。  | 人事評価はH19年度の実施に向け、試行を引き続き行うが、能力評価はH17年度の実施結果を検証した上で、H18年度中の実施を目指す。また、人動で示された給与構造改革の実現に向け、評価結果の活用案を作成し、H20年度の実施を目指す。   | 職員の評価制度に対する信頼性と納得性の確保<br><br>職員の90%以上が、評価制度を信頼し、納得できるレベルとする。  | 評価制度の運用で重要なことは、信頼性と納得性であるため。(事業者着目のH19年度末目標値である。)                                      | 能力本位で適材適所の人事配置の実現と公正で納得性の高い評価制度の実現                                   | 15   |                              |    |    |    |    |
| 継続 | 9  | 総務部 職員課   | 旅費の見直し                     | 2-5-1<br>人事・給与制度の見直し | 現在、職員の旅行に係る旅費計算については、各課庶務担当者か時刻表又は市販の旅費計算ソフトにより行い、規程の旅行命令書を作成している。こうした旅費計算業務及び帳簿作成を電子化することにより、各課庶務担当者及び旅費支出に係る会計課審査担当者の業務を削減し、事務の効率化を図るもの。<br>なお、本件はNo.9庶務関係事務の電子化と併せて導入することが適当であり、現在、No.9と同様情報政策課の「情報システム最適化事業」において調査・検討を進めている。 | 「情報システム最適化事業」において実施事業と位置づけられた場合、既存パッケージ商品と現行旅費支給事務とを比較・検討し、必要に応じ旅費の見直しを行う。   | 「情報システム最適化事業」の計画策定の結果により、今後目標値等を設定。                           | 経費の削減と事務の簡素化   | 15   |      |                              |    |    |    |    |
| 継続 | 10 | 総務部 職員課   | 退職手当制度の見直し                 | 2-5-1<br>人事・給与制度の見直し | 退職時の給料及び勤続年数が同じ場合は退職手当も同額となり、役職に応じて決定される給料の職務の級の在級年数が反映されない等勤続年数に依存した制度となっている。   | 勤続年数に依存した制度を在職中の貢献度を加味する国家公務員の退職手当制度(H18.4.1施行)に準拠した制度に改め、労働団体と協議の上、一般職の退職手当条例の改正を図る。  | 国家公務員退職手当法<br><br>在職中の貢献度を反映する退職手当制度の導入                       | 平成18年4月から国で実施される退職手当制度に準拠(国家公務員退職手当法に準拠)   | 在職中の貢献度に応じた退職手当制度の確立   | 15   |                              |    |    |    |    |
| 継続 | 11 | 総務部 職員課   | 庶務関係事務の電子化                 | 3-4-2<br>行政情報化の推進    | 現在、職員の出勤簿管理、休暇欠勤管理、時間外勤務命令簿作成等については各課庶務担当者が関係帳票を作成し、職員課において検査・集計を行っているが、こうした庶務関係事務を電子化することにより、各課庶務担当者及び職員課の事務を大幅に削減し事務の効率化を図るもの。現在、情報政策課の「情報システム最適化事業」において調査・検討を進めている。   | 平成18年10月に「情報システム最適化事業」の実施事業として計画された場合は、給与、健康診断、人事考課、庶務事務のそれぞれについて、パッケージ商品をベースに具体的な導入計画を策定する。   | 「情報システム最適化事業」の計画策定の結果により、今後目標値等を設定。                           | 電子処理により迅速化、省力化、省資源化  | 16   |      |                              |    |    |    |    |
| 新規 | 12 | 総務部 職員課   | 給与構造改革と人事評価制度に連動した給与制度の見直し | 2-5-1<br>人事・給与制度の見直し | 民間賃金の全国平均に準拠した給与水準を地場賃金に準拠した給与水準に改め、併せて人事評価制度に連動した職務・職責に応じた給与制度の確立が必要。   | 国においてH18.4.1から実施される地場賃金を反映した給与制度の導入について労働団体と協議し、給与条例の改正を図る。また現在試行中の人事評価制度と連動した職務・職責に応じた給与制度について研究し、導入を図る   | 国家公務員の給与制度及び人事評価制度の先進団体の給与制度<br><br>地場賃金の反映及び職務・職責に応じた給与制度の導入 | 毎年の人事院勧告及び国家公務員の給与に関する法律<br>人事評価制度先進団体の給与と条例等  | 地場賃金に応じた給与水準<br>人事評価制度と連動した給与制度の確立                                   | 18   |                              |    |    |    |    |
| 新規 | 13 | 総務部 情報政策課 | 情報システムの最適化                 | 3-4-2<br>行政情報化の推進    | 長年にわたりシステムの構築・更改を繰り返した結果、システムの多重化・複雑化が課題となっている。情報技術の進展に伴い、新たに構築すべきシステムも含めて、本市の情報システムのあるべき姿を明らかにする必要がある。  | 平成17年度から、Sier(システムインテグレーター)に委託し、事業に取り組んでいる。平成18年度末までに、電子市役所構築計画を策定する。この計画に基づいて、平成19年度以降、システムの再構築・更改を進める。<br><br>システムインテグレーター...顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムの企画、構築、運用などの業務を一括して請け負う事業者のこと。 | システム間の連携を考慮し、システムの再構築・更改を進める。<br>具体的な数値目標は、現在計画策定中のため設定できない。  | 全体として最適なシステムの構築を進めることにより、経費の削減と事務処理の効率化が図られる。<br>電子市役所の構築を効率的に進めることにより、市民サービスの向上が図られる。 | 電子市役所構築計画の策定<br>システム再構築・更改<br>システム再構築・更改<br>システム再構築・更改<br>システム再構築・更改 | 18   |                              |    |    |    |    |

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部稼働 :実施・稼働

| 区分 | 部局 | 所属                                      | 改革項目名   | 大綱の視点等                     | 現状と課題   | 具体的な進め方  | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値   | 目標値設定の根拠  | 成果・効果  | 着手<br>年度 | 実施計画年度  |   |                                     |                          |                     |
|----|----|---|---|----------------------------|---|--|--|---|--|----------|---|---|-------------------------------------|--------------------------|---------------------|
|    |    |   |   |                            |   |  |  |   |  |          | 18  | 19  | 20                                  | 21                       | 22                  |
|    |    |   |   |                            |   |  |  |   |  |          | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)                            |   |                                     |                          |                     |
| 新規 | 14 | 総務部<br>情報政策課                            | 統合型GISの構築   | 3-4-2<br>行政情報化の推進          | いくつかの課でGIS(地理情報システム)を導入しているが、このまま各課ごとにシステムの導入を進めた場合、地図データの整備の重複投資やデータ連携の不整合などの問題が発生する。<br>地図データや地図情報を、庁内で横断的に共有する仕組みが必要である。                               | 平成17年度に、情報システム最適化事業にあわせて、整備計画の策定をしている。この計画に基づいて、平成18年度から平成20年度にかけて、地図データの整備とシステムの構築を行い、平成20年度にシステムの一部供用を開始する予定。<br>平成18年度から、現在ある個別GISの再構築などを併せて進める予定。                    | 地図情報に関連する各課の課題<br>及び導入希望のGIS関連システム数<br><br>地図情報関連の課題<br>83 15<br><br>システム数<br>26 7 | 供用空間データベースの整備、汎用GISの構築、個別GISの再構築を進めることにより、地図情報に関連する各課の課題の解消を図り、既存及び導入希望のGIS関連システムを集約することができるため。 | GISを利用した地図情報の共有を推進することで業務が効率化され、市民サービスの向上が図られる。<br>システムを集約することにより、データ整備及び維持管理費用が削減される。 | 18       | 基図データの作成<br>汎用GISの構築<br>個別GISの再構築                       | 基図データの作成<br>汎用GISの構築<br>個別GISの再構築                       | 基図データの作成<br>汎用GISの運用開始<br>公開型GISの構築 | 公開型GISの運用開始<br>個別GISの再構築 | 個別GISの再構築           |
| 継続 | 15 | 企画政策部<br>総務部<br>広報広聴課<br>秘書政策課<br>情報政策課 | 市民要望等のデータベース化、よくある質問(FAQ)の公表                              | 1-4-3<br>広聴活動の充実           | 情報政策課が行う情報システム最適化事業において、市全体のシステム分析・評価を行っているためシステム構築に着手できない状況である。  | 情報システム最適化事業による検討の動向を見ながら、同時に情報収集を行い研究し、早ければ19年度に構築し、20年度稼働。  | システム稼働年度<br><br>20年度   | 情報システム最適化事業の結論が18年度に示され、19年度にシステム構築するため   | 市民の声がより反映された施策の実現と市民への情報提供   | 15       | 先進都市の情報収集   | 業者の選定及びシステム構築   |                                     |                          |                     |
| 新規 | 16 | 企画政策部<br>広報広聴課                          | ホームページのリニューアル   | 1-3-3<br>広報活動の充実           | IT社会が進展する中で、ユニバーサルデザインに基づいたホームページ作りが求められており、平成16年度には具体的な指針(JISアクセスナビリティ)が制定された。現行のホームページは、デザインや表記方法が統一されておらず、ウェブアクセシビリティへの配慮も低いものになっており、早急に抜本的な見直しが必要である。 | 担当者の技術レベルにかかわらず、「JISアクセスナビリティ」などのルールをソフト上で簡単に適用できるレイアウトのデザインを統一できるCMS(コンテンツマネジメントシステム)を導入してリニューアルを行う。<br><br>ウェブアクセシビリティ...高齢者や障害者を含む全ての人がホームページを支援なく利用できること、あるいはその使いやすさ | 新ホームページの稼働時期<br><br>平成18年10月   | システム構築、現行ホームページから新ホームページへの移行作業等により6ヶ月程度必要とする。<br><br>高齢者や障害者を含む誰もが利用可能な市政情報の提供                  |  | 18       | 平成18年10月 新ホームページ稼働<br>ウェブアクセシビリティの維持、向上を図る              |   |                                     |                          |                     |
| 新規 | 17 | 企画政策部<br>交通政策課                          | 交通災害等共済事業の見直し   | 2-2-2<br>事務事業の整理統合         | 会費を本人が負担している加入者は年々減少し、民間保険が普及している社会情勢からこの傾向は更に続くものと推測される。一方、高齢者や子供の会費として市が負担する経費は年々増加している。このような状況下、市が自ら行う共済事業のあり方を検討する必要がある。                              | 平成17年度「長野市交通対策審議会」に本事業の必要性やあり方について諮問し廃止も視野に入れ審議中。<br>答申を受け平成18年度に方針を検討決定する。  | 市負担額の削減<br><br>約4000万円   | 民間保険が普及している状況の中、市が自ら行う共済事業のあり方を検討する必要があるため。<br><br>今後の少子高齢化社会に対応した財源の活用                         | 見直し案の策定及び実施  | 18       |   |   |                                     |                          |                     |
| 継続 | 18 | 行政改革推進局<br>行政改革推進局                      | 各種団体事務等の適正化   | 1-1-3<br>外郭団体等の見直しや自主運営の促進 | 都市内分権審議会の答申の趣旨を踏まえ、住民自治協議会への参画等、各種団体の自立への意識啓発の促進、また、地域団体等との連携協力を得ながら改善を図っていくことが課題。  | 毎年一定の時期に団体事務の状況調査を実施し、状況の公開と共に団体の役割分担の明確化や自主性の向上など、団体への協力を求めていく。   | 会計事務等の所管を支所から団体に変更する。<br><br>団体の割合 30%以下   | 支所で会計事務等を担当している団体数/支所で事務局を担当している団体数 (H17.11月 43%)<br><br>団体の活動の適正化、自主運営の促進と経費の削減<br>団体と市の関係の明確化 |  | 15       | 40%   | 37%   | 34%                                 | 32%                      | 30%                 |
| 継続 | 19 | 行政改革推進局<br>行政改革推進局                      | 外郭団体等の見直し   | 1-1-3<br>外郭団体等の見直しや自主運営の促進 | 外郭団体の経営指導に関する基本方針等がなく、社会的役割や組織体制が現在の社会経済情勢に対応しているか検証し、将来のあり方を探る必要がある。   | 平成18年度 外郭団体の経営、市の関与のあり方等に係る基本方針を策定。<br>市との関連の強い11団体について上記方針により検討・分析し、経営改善計画の策定支援を行う。   | 改革方針を策定する団体の数<br><br>11団体  | 出資比率の高い団体、または市との関与の強い団体合計11団体を検討対象ととらえるため<br><br>外郭団体等の経営健全化・自立化等の促進                            |  | 15       | 外郭団体改革方針(仮称)の策定<br>経営改善計画の検討・策定 4団体                     | 経営改善計画の策定 7団体<br>改善計画に基づく進捗管理                           | 11団体の経営改善計画に基づく進捗管理                 | 11団体の経営改善計画に基づく進捗管理      | 11団体の経営改善計画に基づく進捗管理 |
| 継続 | 20 | 行政改革推進局<br>関係部局                         | 合併支所管内における指定管理者制度の導入<br>(旧項目名:指定管理者制度の導入に伴う公の施設の管理・運営の検討) | 1-2-1<br>民間委託等の推進          | 合併支所管内における直営の90施設を平成18年度公募等を実施し、平成19年度から指定管理者へ移行する予定である。<br>合併支所管内の施設については、地域事情も考慮するとともに地域住民への説明責任をもって、指定管理者の導入を進める必要がある。                                 | 平成18年度 4月に公募等を実施、<br>5月 申請期間<br>8月 審査<br>9月 指定議案提出<br>12月 施設条例改正   | 合併支所管内の指定管理者移行予定の直営施設<br><br>90施設  | 庁内合意により、合併支所管内の施設において指定管理者へ移行する施設<br><br>市有施設の効用の拡大、経費の削減、管理の安定                                 |  | 16       | 指定管理者対象施設の公募、審査、選定、議会承認、施設条例改正(15施設)<br>指定管理者による施設の管理運営 | 指定管理者対象施設の公募、審査、選定、議会承認、施設条例改正(15施設)<br>指定管理者による施設の管理運営 | 指定管理者による施設の管理運営<br>未導入施設の検討継続(2施設)  |                          |                     |

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討 :方針決定、実施準備 :一部実施、一部移動 :実施・移動

| 区分 | 部局 | 所属              | 改革項目名          | 大綱の視点等  | 現状と課題                              | 具体的な進め方  | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値   | 目標値設定の根拠   | 成果・効果   | 着手<br>年度  | 実施計画年度                       |  |   |                                       |    |  |
|----|----|-----------------|----------------|---|------------------------------------|--|--|--|---|---|------------------------------|--|---|---------------------------------------|----|--|
|    |    |                 |                |   |                                    |  |  |  |   |   | 18                           | 19   | 20  | 21                                    | 22 |  |
|    |    |                 |                |   |                                    |  |  |  |   |   | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移) |  |   |                                       |    |  |
| 継続 | 21 | 行政改革推進局         | 行政改革推進局        | 支所等の在り方の検討  | 3-2-2<br>新たな時代に<br>対応した支所<br>等の在り方 | 都市内分権審議会からの答申の趣旨を踏まえ住民自治協議会の設立、地区活動支援担当職員の配置など具体的な活動マニュアルや推進計画の検討  | 都市内分権審議会の答申を踏まえ、まず、住民自治の仕組みを構築していく中で、地域特性に応じた支所の権限等具体的な支所機能のあり方を見直していく。  | 住民自治支援と運動した支所機能の変更   | 推進計画との運動  | 地域の課題等に即応した市民参加のまちづくりの推進、効果的・効果的な市政運営                         | 15                           |  |   |                                       |    |  |
| 継続 | 22 | 行政改革推進局         | 行政改革推進局<br>財政課 | 行政財政経営推進機能の強化   | 3-2-3<br>政策形成・行政財政経営推進機能の強化        | 予算等に運動した行政評価システムの組織体制、職員のコスト意識の高揚と更に健全な財政運営に効果のある組織体制を構築していく。  | 財政構造改革懇話会提言に基づく改革プログラムの実施進行管理やPFI、ファンドなどあらゆる民間活力の活用を推進するため「経営管理室」設置により組織体制を整備する。   | 新たな財政運営施策の成果   | 行政財政経営手法の研究取組   | 最少の経費で最大のサービスを提供する効果的な市政の運営と健全な財政運営の推進                        | 15                           |  |   |                                       |    |  |
| 継続 | 23 | 行政改革推進局         | 行政改革推進局        | 審議会等の見直し  | 3-2-4<br>審議会等の適正化                  | 市民参画による施策の推進等で、審議会等の設置が増加しており、設置目的、所管事務等が類似又は重複している審議会等について、役割や設置の必要性を精査し、廃止、統合等の適正化に努める必要がある。                               | 地方自治法上の必置規制(付属機関)の見直しの動向と、審議会等の開催状況、類似機関の有無等課題・問題点を整理し、他市の状況等も参考にしながら、総合的に見直し検討を行い、審議会等の設置及び運営方針等を策定。  | 設置・運営方針に基づき廃止・統合等を行うことによる、審議会数の減少  | 設置・運営方針に基づき、各所属において所管する審議会について、廃止・統合等の見直しを行うため  | 審議会等の活性化と経費の削減  | 15                           | 審議会等の設置状況等の調査・検討<br>他市の審議会等の設置及び運営に関する情報収集               | 審議会等の設置及び運営に関する方針の策定<br>審議会等の設置及び運営に関する方針に基づき要綱制定 |                                       |    |  |
| 継続 | 24 | 行政改革推進局         | 行政改革推進局        | 第四次長野市総合計画及び予算編成と連動・連携した行政評価システムの構築<br>(旧項目名:行政評価の推進) | 2-4-1<br>行政評価の推進                   | 厳しい財政状況の中、多様化する市民・社会ニーズに対応するため、これまで以上に限られた経営資源(ヒト、モノ、カネ)の効率的な配分と計画的な執行が求められており、既存の制度や仕組み(総合計画、予算編成、組織・定員管理等)の再構築の必要性が高まっている。 | 第四次長野市総合計画の策定及び予算編成方式の見直しに併せて、総合計画の進行管理に実効性を持たせ、施策や事業の効率化、重点化を図っていくためのツールとなるよう、現在の行政評価システムを再構築する。  | 行政評価の視点を第四次長野市総合計画の策定及び進行管理に取り入れる。<br>第四次長野市総合計画、予算編成及び行政評価が連動・連携したPDCAサイクルを構築する。<br>評価結果を公表することにより市民への説明責任を果たす。 | 総合計画、予算編成及び行政評価が連動・連携した、一体的なシステムを構築することにより、市内の意思決定ルールが明確になり、成果重視の効率的で質の高い行政の実現と透明性の高い行政運営の確保に結びつくため | 第四次長野市総合計画の管理の効率的向上<br>PDCAサイクルによる施策や事業の効率化、重点化、透明性の高い行政運営の確保 | 15                           | 第四次総合計画策定における施策の目標・指標設定等                                 | 施策評価を活用した、第四次総合計画の進行管理<br>評価結果の公表                 | 施策評価を活用した、第四次総合計画の進行管理と検証<br>評価結果の公表  |    |  |
| 新規 | 25 | 行政改革推進局<br>関係部局 | 行政改革推進局<br>関係課 | 行政サービスの類型化及び見直し                                       | 1-4-1<br>市政への市民参加の推進               | 指定管理者制度の導入などによって市と市民との協働は進みつつあるが、その更なる進展に向け、市の行政サービス全般について、市が行う合理性等を再検討し、整理する必要がある。  | 部局ごとにプロジェクトチームを設置し、懇話会提言の【モデル1】を用いて行政サービスを4領域に類型化、各領域に類型化されたサービスの見直しを実施する。行政改革推進局は各部署のサポート及び連絡調整、実績管理等を行う。   | 全行政サービスの類型化及び見直し対象となったサービスの見直し   | 全てのサービスについて公平に見直す必要がある  | 事務事業の簡素効率化及び市民との協働の推進が図られる。                                   | 18                           | 各部局プロジェクトチームによる類型化作業<br>事務事業評価シートによる検証及び見直し案の作成          | 類型結果を受け、各事務事業の見直し                                 |                                       |    |  |
| 新規 | 26 | 行政改革推進局<br>関係部局 | 行政改革推進局<br>関係課 | 補助金等の類型化及び見直し   | 1-1-2<br>補助金の整理適正化                 | 補助金等について、固定化・既特権化を排し、市民の参加意識、主体性、自立性をより高める方向への見直しを行うための点検が必要である。   | 部局ごとにプロジェクトチームを設置し、懇話会提言の【モデル2】を用いて補助金、交付金、扶助費等を4領域に類型化、各領域に類型化されたサービスの見直しを実施する。行政改革推進局は各部署のサポート及び連絡調整、実績管理等を行う。   | 類型化の対象とする補助金等の数  | 全ての補助金等について公平に見直す必要がある  | 役割を終えた補助金の廃止による財政負担軽減、及び市民の参加意識、自立性に寄与する補助金の有効性の向上            | 18                           | 対象の洗い出し、プロジェクトチーム設置準備                                    | 類型化作業<br>事務事業評価シートによる検証及び見直し案の作成                  | 類型化の結果を受け、各補助金等の見直し(3年ごとに見直し)         |    |  |
| 新規 | 27 | 行政改革推進局<br>関係部局 | 行政改革推進局<br>関係課 | 行政サービスの総コスト算出等の現状検証及び受益者負担割合の基準作成並びに使用料、手数料の見直し       | 2-3-3<br>受益者負担の適正化                 | 受益者負担割合の決定に関する基準がなく、公平性、透明性を尊重した負担額となっていないサービスがある。   | プロジェクトチームを設置し、減価償却費を含めてサービスの提供に要する総コストを明らかにしたうえで、市民の受益と行政の責任の度合い及び民間での事業実施の可否等を勘案し、受益者負担割合を決定する。【モデル1】によって行政サービスを類型化した結果に基づき、A-Dの各領域ごとに具体的な基準を作成<br>基準に従い、使用料、手数料の見直しを実施 | 全ての事務事業、及び使用料、手数料  | すべての使用料、手数料について、妥当性を検証する必要がある。<br>市民に対する説明責任を全うする。  | 受益者負担の適正化<br>行政サービスの妥当性、公平性の確保                                | 18                           | 総コスト算出、受益者負担割合の現状検証<br>負担割合の基準作成<br>激変緩和措置の検討(プロジェクトチーム) | 負担割合の基準作成<br>激変緩和措置の検討(プロジェクトチーム)                 | 統一的な基準に基づき使用料、手数料の見直し(各担当課)<br>検討案の公表 |    |  |

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部稼働 :実施・稼働

| 区分 | 部局 | 所属          | 改革項目名       | 大綱の視点等                             | 現状と課題                     | 具体的な進め方  | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値   | 目標値設定の根拠  | 成果・効果   | 着手年度   | 実施計画年度  |  |   |              |    |  |
|----|----|-------------|-------------|------------------------------------|---------------------------|--|--|---|---|--|---|--|---|--------------|----|--|
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  | 18  | 19                                       | 20  | 21           | 22 |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)                  |  |   |              |    |  |
| 新規 | 28 | 行政改革推進局 総務部 | 行政改革推進局 職員課 | コスト意識醸成のための各種取組                    | 2-5-4 職員の意識改革と職場の活性化      | 改革を進めるに当り、市職員の意識改革を行い、経営的発想によって内部コスト削減と増収を実現し、市民負担の増加を最小限に抑制していくことが必要。   | 市役所内部事務の見直し、時間外勤務の削減などコスト削減策の検討<br>職員研修、職員提案の実施  | 職員のコスト意識の醸成や内部事務見直しによるコスト削減の実現                    | 職員が高いコスト意識を持ち、資質を高めていることが求められる。                   | コストの削減、市民サービス向上、説明責任の履行  | 18  |  |   |              |    |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  |   | 内部事務の見直し等コスト削減方策の検討<br>職員研修の実施、職員提案制度の活用 | コスト削減方策の順次実施<br>職員研修の実施、職員提案制度の活用               |              |    |  |
| 新規 | 29 | 行政改革推進局     | 行政改革推進局     | 公共部門に民間資金を導入する手法や新たな公共サービスの提供手法の研究 | 2-3-4 自主財源拡充の検討           | 市が実施する事業のための資金は、市税や使用料などのほか借入金(市債)によって賅われているが、後世への負担を小さくするため、市が保有する財産を活用した資金調達方法の研究など、新たな発想による行政運営手法について検討する必要がある。 | 案件ごとに最適な民間との連携・協働の関係を構築し、最少の経費で最大の効果がある手法を調査検討し、PF1、指定管理者制度、業務委託、市場化テスト、市民ファンド等)<br>検討結果により導入可能な手法から順次実施                                   | 民間資金導入方法の検討指定管理(PFI)、市場化テスト、市民ファンド等)              | 民間活力の導入促進持続可能な行政サービス供給体制の実現                       | 民間資金導入手法等の検討   | 18  |  |   |              |    |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  |   |  | 民間資金導入手法等の検討<br>順次実施                            |              |    |  |
| 新規 | 30 | 財政部関係係部局    | 財政課関係係課     | 広報などへの広告料収入の導入                     | 2-3-4 自主財源拡充の検討           | 広報紙などの公共のスペースに企業広告を載せることに対しては様々な意見があるが、財政が厳しい時代において、行政も経営的な発想で取り組み、独自に収入を上げることが必要である。                              | 広告料収入プロジェクト会議にて、庁内の広告掲載可能媒体調査、広告掲載に関する基本要綱を制定。以後はこの要綱等に基づき、広告掲載をしようとする所属が掲載を検討し、当該媒体にかかる掲載要領を制定、事業を進めていく。<br>平成18年度は広報ながの及び払出し封筒への広告掲載を予定。 | 広告掲載可能と判断される媒体への広告掲載                              | 可能なものはできるだけ媒体として利用する。                             | 自主財源の確保・拡充   | 18  |  |   |              |    |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  |   |  | 広報ながの、払出し封筒への広告導入<br>その他広告媒体の検討                 |              |    |  |
| 新規 | 31 | 財政部         | 財政課         | 中期財政推計の見直し                         | 2-3-1 中長期財政見直し、企業会計手法の活用  | 市税や地方交付税等の一般財源総額の減少と社会保障関連経費の増加によって今後も収支不足が続くものと見込まれるため、中期的な財政目標を持つて、ストックに頼らない財政運営を早期に実現する必要がある。                   | 平成18年2月に作成した中期財政推計(H18~H22)に基づき、毎年の決算との比較により適切な進捗管理を行い、財政調整のための基金を一定額確保する。また、国の「中期地方財政ビジョン」の作成に合わせて、中期財政推計の見直しを行う。                         | 財政調整のための基金残高(平成22年度末)                             | 100億円程度   | ストックに頼らない財政運営状況を表すため。(基金残高は、H25前後で80億円程度を底として以後増加に転じると見込まれるため、実施計画期間の最終年度で100億円程度を目標とするもの) | 市民生活に不可欠な大規模プロジェクトの着実な実施と、将来にわたる安定的な市民サービスの提供 | 18                                       |   |              |    |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  |   |  | 国の中期地方財政ビジョンとの調整<br>第四次長野市総合計画との調整              |              |    |  |
| 新規 | 32 | 財政部行政改革推進局  | 財政課行政改革推進局  | 予算編成手法の見直し                         | 2-3-1 中長期財政見直し、企業会計手法の活用  | 歳入が減少する状況下において新たな財政需要に対応するためには、評価に基づいた予算編成によって、事業のスクラップアンドビルド及び「選択と集中」を実施する必要がある。                                  | 行政評価結果を予算編成に反映すること及び予算要求枠配分方式を実施することによってスクラップアンドビルドを加速させる。また、「重点配分施策」の指定によって、「選択と集中」によるメリハリのある予算編成を実現する。                                   | 予算編成における事務事業、補助金・負担金等の見直し件数及び削減額                  | スクラップアンドビルドの結果を表すため。(ただし、削減件数等の目標値をあらかじめ掲げることが困難) | 真に行政サービスが必要となる市民に対する財政支出の実施  | 18  |  |   |              |    |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  |   |  | 19年度予算編成における予算要求枠配分方式の実施<br>重点配分施策の指定(3年ごとに見直し) |              |    |  |
| 新規 | 33 | 財政部関係係部局    | 財政課関係係課     | 特別会計繰出金の見直し                        | 2-3-1 中長期財政見直し、企業会計手法の活用  | 赤字を生じている収益的な特別会計事業や一般会計からの負担が増加している社会保障関連の特別会計事業について、中長期的見直しをもって、企業の発想で経営改善に取り組む必要がある。                             | コスト削減策の検討及び料金等の見直しを行い、経営改善計画を作成して、改善計画に基づいた運営を行う。  | 一般会計繰出金の削減額                                       | 経営改善効果を表すため。(ただし、削減の目標値は、経営改善計画策定後に確定)            | 経営改善による一般市民の税金による負担の軽減   | 18  |  |   |              |    |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  |   |  | 料金等の見直しの検討<br>経営改善計画の作成                         | 経営改善計画に基づく運営 |    |  |
| 継続 | 34 | 財政部         | 契約課         | 入札契約制度の改善                          | 2-2-3 公共工事コストの縮減及び入札制度の改善 | 入札制度見直し検討委員会の最終提言に基づき、現制度の見直し及び拡大並びに新制度の導入を必要がある。  | 入札制度研究委員会による試行中制度の検証と本格実施  | 試行中制度(低入札価格調査制度、最低制限価格制度、合冊入札方式、事後審査型一般競争入札)の本格実施 | 請負工事審査委員会及び入札制度研究委員会等の審議による                       | 一層の透明性の確保、公正な競争の促進   | 15  |  |   |              |    |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  |   |  | 低入札価格調査制度等試行制度の検証及び本格実施                         |              |    |  |
| 継続 | 35 | 財政部         | 契約課         | 電子入札の導入                            | 3-4-1 IT社会に対応したサービスの拡充    | 事業者の入札参加機会の拡大、事務の省力化・効率化を促進するため、電子入札システムを導入する必要がある。  | 市長会(長野市提出)を通して、県に対し「県と市町村が共同で利用できる一般的な入札方法に対応可能なシステムの早期構築」を要望している。その動向を見ながら、別システムの調査研究も併せて行う。  | 電子入札の導入   | 入札制度見直し検討委員会の最終提言による                              | 入札・契約手続の透明性、公正性、効率性及び競争性の向上  | 15  |  |   |              |    |  |
|    |    |             |             |                                    |                           |  |  |   |   |  |   |  | 長野県システム等の仕様性能等について調査研究                          | 方針決定・実施準備    |    |  |

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部稼働 :実施・稼働

| 区分 | 部局 | 所属                         | 改革項目名                               | 大綱の視点等                     | 現状と課題  | 具体的な進め方   | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値        | 目標値設定の根拠   | 成果・効果                            | 着手年度 | 実施計画年度                       |  |                                |                                |                                |  |
|----|----|----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|--|---|-----------------------------------|--|----------------------------------|------|------------------------------|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--|
|    |    |                            |                                     |                            |  |   |                                   |  |                                  |      | 18                           | 19                                     | 20                             | 21                             | 22                             |  |
|    |    |                            |                                     |                            |  |   |                                   |  |                                  |      | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移) |  |                                |                                |                                |  |
| 新規 | 36 | 財政部<br>管財課                 | 市有財産使用料(貸付料)の見直し等                   | 2-3-4<br>自主財源拡充の検討         | 普通財産貸付制度について、現状の社会経済情勢に対応しているか検討し、貸付物件の適正化に努める必要がある。   | 貸付物件の状況及び市場状況について調査し、貸付団体等の法的位置付け、利用用途内容等を整理し、他市の状況等も調査しながら、総合的に貸付制度の見直しを行う。  | 貸付料の見直し対象物件数<br>土地 452件<br>建物 20件 | 現状の貸付物件を見直し対象とらえるもの。                             | 普通財産貸付制度の適正化の促進                  | 18   |                              | 貸付料算定基準、減額基準等の策定                       | 新たな貸付制度による貸付の実施                |                                |                                |  |
| 新規 | 37 | 財政部<br>市民税課                | 事業所税減免等の見直し                         | 2-3-3<br>受益者負担の適正化         | 現在、国からの通知等に基づき、市税条例により該当する施設について減免を行なっている。地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)を踏まえ、H12.4.1付自治市第11号により事業所税の減免通知等を廃止する旨の通知があり、同日付自治市第12号により事業所税の減免について従来の取り扱いを考慮し、適宜減免するよう通知が来ている。通知等によって行なわれている減免が適当であるか見直すもの | 市税条例施行規則第43条1-22号に基づく減免施設について現状把握調査関係課によるプロジェクトチームを編成し検討する。   | 事業所税の減免対象となる事業所<br>50事業所          | 国からの通知等に基づき、減免を行っている事業所であるため                     | 課税の公平性及び税収の増加                    | 18   |                              | 減免施設に関する調査、検討<br>他市の状況と動向調査<br>改革方針の決定 | (3年ごとに見直し)                     |                                |                                |  |
| 継続 | 38 | 財政部<br>収納課<br>市民税課<br>資産税課 | 納税通知書の改善                            | 3-1-1<br>市民の目線による事務事業等の再点検 | 税目ごとに異なる納税通知書の様式を、納税者に分かりやすい様式、郵便局で納付できる様式に統一改善する必要がある。  | 郵便局窓口での現金納付取扱い実施にあわせ、統一様式の納税通知書(ブック型)に改善する。<br>口座振替申込書は、未利用者の当初納通への同封とする。   | 平成18年度の当初納税通知書から実施                |  | 分かりやすい納税通知書と納付窓口の拡大による納税者の利便性の向上 | 15   |                              |  |                                |                                |                                |  |
| 継続 | 39 | 財政部<br>収納課                 | 収納支援システムの改善<br>(旧項目名:市税等収納率の向上)     | 2-3-2<br>市税等の収納率の向上        | 収納支援システムを改善し、滞納整理の強化、効率化を進める必要がある。   | 平成18年度にリースアップとなる機器の更新と機能改善を行い、滞納整理の強化、効率化を進める(改善に際し、情報システム適正化事業との調整を要する。<br>その他の課題は、新規改革項目「市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討」により取り扱う。 | システム機器の更新、機能の改善                   |  | 効率的な滞納整理事務により、税収の確保を図る。          | 15   |                              | 収納支援システム機器更新及び機能改善                     |                                |                                |                                |  |
| 新規 | 40 | 財政部<br>関係部局                | 各種補助金交付の際の市税完納条件付け                  | 2-3-2<br>市税等の収納率の向上        | 税負担の公平性を確保し、滞納を発生させない仕組みとして、各種補助金交付にも市税完納の条件付けを実施する必要がある。  | 平成18年度から、第1次分として47の補助事業を対象に市税完納の条件付けを実施。<br>実施効果の検証後、対象補助事業の拡大について調査、検討を行い、必要に応じ対象事業の拡大を図る。   | 実施効果の検証と対象事業の拡大                   |  | 市税滞納の抑制により市税収入の確保を図る。            | 18   |                              | 47事業を対象に実施                             | 効果の検証<br>対象事業の拡大について検討         | 対象事業の拡大実施                      |                                |  |
| 新規 | 41 | 財政部<br>関係部局                | 市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討 | 2-3-2<br>市税等の収納率の向上        | 未収金を縮減し、税負担等の公平性と自主財源を確保するため、市税等収入金の収納率向上を図る必要がある。   | 全庁的な未収金対策として、口座振替の推進など新たな効果的な方策について、収納向上対策協議会において検討を進める。  | 未収金の縮減と収納率の向上を図る。                 |  | 収納率の向上により、市税等収入金の確保を図る。          | 18   |                              | 口座振替推進等について、庁内の収納向上対策協議会で検討            | 効果的方策について、庁内の収納向上対策協議会で検討、順次実施 | 効果的方策について、庁内の収納向上対策協議会で検討、順次実施 | 効果的方策について、庁内の収納向上対策協議会で検討、順次実施 |  |
| 新規 | 42 | 保健福祉部<br>厚生課               | 社会福祉審議会の見直し                         | 3-2-4<br>審議会等の適正化          | 社会福祉法に定められた「社会福祉審議会」において、現在40名の委員がいるが、規模が大きすぎ、調査・審議をスムーズに行うことが困難であり、体制の見直しを図る必要がある。  | 現委員の任期が平成20年3月31日までとなっているため、平成20年度からの審議委員数について見直すよう、18年度審議会から審議を開始する。   | 長野市社会福祉審議会委員数<br>20名              | 実質的な審議を行う4つの分科会委員数を基に、各分科会代表者数を現在の10名から5名に半減させる。 | 審議会の活性化と経費の削減                    | 18   |                              | 審議会にて調査・審議                             | 条例改正に着手、3月議会提出                 | 新委員数による審議会委員委嘱                 |                                |  |
| 新規 | 43 | 保健福祉部<br>財政課<br>財政部        | 給付水準の見直し                            | 2-3-3<br>受益者負担の適正化         | 福祉医療費給付金については、所得制限等により区分が複雑となっている。高齢者の増加、少子化対策等で年々増加の一途となっている。   | 部内にプロジェクトチームを立ち上げ検討すると共に、社会福祉審議会に諮問し審議する過程で、適正化の具体案を策定していく。   | 所得制限等による区分<br>適正な所得制限区分等の策定・運用    |  | 支出の削減による、財政健全化                   | 18   |                              | プロジェクトチーム立ち上げ                          | プロジェクトチームによる検討<br>審議会開催、諮問、答申  | 審議会答申に基づき方針決定、実施               |                                |  |



# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部稼働 :実施・稼働

| 区分 | 部局 | 所属    | 改革項目名  | 大綱の視点等                                | 現状と課題                      | 具体的な進め方  | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値   | 目標値設定の根拠                               | 成果・効果   | 着手年度                         | 実施計画年度                       |  |                          |                     |                     |                     |  |
|----|----|-------|--------|---------------------------------------|----------------------------|--|--|--|---|------------------------------|------------------------------|--|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|
|    |    |       |        |                                       |                            |  |  |  |   |                              | 18                           | 19   | 20                       | 21                  | 22                  |                     |  |
|    |    |       |        |                                       |                            |  |  |  |   |                              | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移) |  |                          |                     |                     |                     |  |
| 継続 | 44 | 保健福祉部 | 高齢者福祉課 | 独居老人等緊急通報システム設置事業の利用者負担等の検討           | 2-3-3<br>受益者負担の適正化         | 独居高齢者の増化等により現在の事業方法を見直す必要が生じ、事業原案の内容により必要な研究・調整を継続的に行ってきた。   | 障害者福祉課と協議。現在の利用者の事業変更後の利用の仕方・処遇についての調整。運用手順の策定。要綱の策定。利用可能な事業者との調整。利用者、関係機関への周知。  | 新システム移行により生ずる差額<br><br>651,420円        | 新規申込者について、所得に応じ、設置時にかかる初期投資費用を補助金(0円~5万円)として給付する。<br>(目標値は平成19年度の予想利用者数に基づき算出)                        | 受益者負担の適正化と設置希望者増加への対応が可能となる。 | 16                           | ○<br><br>障害者福祉課と協議現在の利用者についての調整。運用手順の策定。要綱の策定。利用可能な事業者との調整。利用者、関係機関への周知。 | 補助金方式の申請受け付けを開始。         |                     |                     |                     |  |
| 新規 | 45 | 保健福祉部 | 介護保険課  | 介護保険料収納率の向上                           | 2-3-2<br>市税等の収納率の向上        | 介護保険給付費の大きな伸びにより、介護保険料も増額改定をせざるを得ない状況の中、より一層滞納者の増加が見込まれる。  | 介護保険法では、一定の保険料の滞納に対し、保険給付の制限が設けられているが、市独自で行っている住宅整備事業補助金・援護金の支給に対し、交付条件の検討   | 滞納繰越分保険料の縮減と現年度介護保険料収納率の向上を図る。         | 介護保険制度の安定的運営を図る   | 18                           |                              | 実施について調査・検討  | 実施要綱見直し                  | 導入・実施               |                     |                     |  |
| 継続 | 46 | 保健福祉部 | 障害福祉課  | 長野市民間社会福祉施設運営調整費の見直し                  | 1-1-2<br>補助金の整理適正化         | 民間社会福祉施設を対象とした運営調整費(県単移譲分)については、県の要領改正と歩調を合わせ、平成16年度から対象施設の減、補助率を段階的に下げる等順次実施している。<br><br>デイサービス施設運営調整費については、平成17年度当初から重度加算分を廃止しており、平成18年度も引き続く。 | 県の要領改正と歩調を合わせ、市要領の改正を行う<br><br>重度加算の廃止を継続する。   | 指標:制度の廃止<br>目標値:平成18年度未で終了<br><br>廃止済み | 障害程度区分に応じた人員配置の取扱い(ガイドライン)について(厚生労働省通知)、長野県民間社会福祉施設運営調整費支給要領<br><br>長野市民間社会福祉施設及び指定デイサービス事業所運営調整費支給要領 | 補助金の減。                       | 17                           |  |                          |                     |                     |                     |  |
| 継続 | 47 | 保健福祉部 | 児童福祉課  | 母子家庭等協力員派遣事業の見直し                      | 3-1-1<br>市民の目線による事務事業等の再点検 | 母子家庭等のための福祉施策であるが、利用実績が少なく、利用率が向上しない。他に類似する福祉施策があるため、抜本的に検討する必要がある。  | 増加する児童虐待等に対応するため、育児支援家庭訪問事業の検討を行っているが、この検討の中で、本事業の方向性(廃止も含め)について検討していく。  | 平成19年度予算に対応できるように早期に検討を図る。             | よりニーズに合った制度となる。   | 17                           |                              | 調査・検討  | 見直し後の事業実施                |                     |                     |                     |  |
| 継続 | 48 | 保健福祉部 | 児童福祉課  | 児童クラブの閉館時間の延長<br>(旧項目名:児童クラブの閉館日数の増加) | 3-1-1<br>市民の目線による事務事業等の再点検 | 児童クラブについては、児童館・児童センターと比較すると、運営内容等において格差が生じており、市民サービスの観点から不公平感が生じている。   | 閉館時間の延長(17:30までを18:00まで)について、委託先である地区社会福祉協議会と協議をしながら実施する。<br><br>なお閉館日数については、現在各運営主体で柔軟な対応が可能であるので、全市的に閉館日数の方針検討を行う際は、別途改革項目を設定して検討する。 | 閉館時間<br><br>30分延長(18:00まで)             | 児童館・児童センターと同様の閉館時間とする。<br><br>地域による不公平の解消と、市民サービスの向上  | 15                           |                              |  |                          |                     |                     |                     |  |
| 新規 | 49 | 保健福祉部 | 児童福祉課  | 児童館・児童センター等のサービス拡大に伴う行政コストの削減         | 2-3-3<br>受益者負担の適正化         | 児童館・児童センター等を利用する登録児童数が年々増加する中、現状は無料でサービス提供を行っているが、更なる市民サービスの向上を実施するため、受益者から負担を求める必要がある。  | 他市の状況や費用対効果などを検討するとともに、利用者や指定管理者等からも意見を聴取し、公平性や透明性を確保しながら、受益者負担の実施に向け、徴収方法や料金等について検討を図る。   | 具体的な数値では表せないが、早期に実施を図り、質の高いサービスを提供したい。 | 具体的な数値では表せないが、早期に実施を図り、質の高いサービスを提供したい。  | 行政コストの削減と良質なサービスの提供          | 18                           | 他市の状況調査実施方針の検討   | 受益者負担の実施                 |                     |                     |                     |  |
| 新規 | 50 | 保健福祉部 | 児童福祉課  | 母子・寡婦福祉資金貸付金の未収金対策の強化                 | 2-3-2<br>市税等の収納率の向上        | 本貸付金の滞納額が増加している。個人の償還能力の問題も含んでいるが、限られた財源の中で実施するためには、未納者に対する収納向上対策を実施し、安定的な運用を図る必要がある。  | 個人ごとに状況が異なるため、個々の状況を詳細に把握することや、償還指導の方法を再検討するとともに、他課と連携して、支払い督促等の法的手段の導入などについて検討を図る。  | 滞納繰越分の収入額<br><br>15,000千円              | 過去5年間の滞納繰越分の収入額が約10,000千円となっており、その1.5倍を目標に設定するもの。   | 安定的な運用と利用者に対する公平性の確保         | 18                           | 貸付者の状況把握償還指導の方法の検討<br>法的手続き導入の検討   | 法的手続き導入の検討など<br>未収金対策の実施 | 未収金対策の実施<br>実施状況の検討 | 未収金対策の実施<br>実施状況の検討 | 未収金対策の実施<br>実施状況の検討 |  |
| 継続 | 51 | 保健福祉部 | 保育課    | 私立幼稚園補助金の見直し                          | 1-1-2<br>補助金の整理適正化         | 毎年幼稚園連盟から補助金の増額要望がある。一方、包括外部監査から補助金の目的及び根拠を明確にし、余裕のあるところは停止する等の指摘事項がある。平成16年度より、関係者により補助金の見直しを検討している。  | 補助金の見直しを図り、可能なところから平成18年度新しい補助要綱に基づく補助金交付を実施していく。  | 一律補助、運営費的補助の改善<br><br>事業費補助            | 私立保育所補助金との整合性   | 適正な補助制度になる。                  | 15                           | 一部見直しした補助要綱による補助   | 一部見直しした補助要綱による補助         | 見直しした補助要綱による補助      |                     |                     |  |

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部移動 :実施・移動

| 区分 | 部局 | 所属    | 改革項目名   | 大綱の視点等                   | 現状と課題               | 具体的な進め方  | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値  | 目標値設定の根拠                                   | 成果・効果  | 着手年度 | 実施計画年度                       |                      |         |    |    |  |  |
|----|----|-------|---------|--------------------------|---------------------|--|---|--|--|------|------------------------------|----------------------|---------|----|----|--|--|
|    |    |       |         |                          |                     |  |   |  |  |      | 18                           | 19                   | 20      | 21 | 22 |  |  |
|    |    |       |         |                          |                     |  |   |  |  |      | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移) |                      |         |    |    |  |  |
| 継続 | 52 | 保健福祉部 | 保育課     | 市立保育所の見直し                | 1-2-3<br>民営化の検討     | 今後の長野市における就学前の教育と保育のあり方、施設の適正規模・適正配置等について有識者による「保育所等のあり方懇話会」で検討をいただき、3月中旬に提言を受け、早急に民営化を含めた今後のあり方を方向付けする。<br>平成15年度に民営化計画の一部として提示した3園(三輪、川田、下水鉦保育園)については、理解をいただくよう保護者会との継続的な話し合いを進めている。 | 幼保一体化機能の導入と保育所制度の見直し。<br>市立保育所のあり方と民間活力の活用について、計画(案)を示し各地域で保護者・関係者との話し合いから具体的に方向付け、実施できるところから順次、推進していく。   | 推進状況<br><br>具体的方向付け                        | 「保育所等のあり方懇話会」からの提言等<br><br>多種多様なニーズへの柔軟な対応、保護者の選択肢の拡大と経費の削減                                      | 15   | 明<br>方向性の具体化                 | 全地域、全園での説<br>方向性の具体化 | 方向性の具体化 |    |    |  |  |
| 継続 | 53 | 保健福祉部 | 人権同和対策課 | 同和協調団体補助金の削減             | 1-1-2<br>補助金の整理適正化  | 協調団体に対する補助金については、他の団体に比べ、補助金依存度が高い。  | 他市の補助制度も参考に、関係団体と協議しながら事業費補助へ移行する。  | 補助制度の見直しによる補助金の削減<br><br>事業費補助へ移行          | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申<br><br>不公平感が解消されるときに、財政負担が軽減できる。  | 15   |                              | 補助金の漸減               |         |    |    |  |  |
| 継続 | 54 | 保健福祉部 | 人権同和対策課 | 同和地区児童に係る保育料補助金の廃止       | 1-1-2<br>補助金の整理適正化  | 平成18年度をもって廃止に向け交付要綱を改正し、関係者にも周知済み。   | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申に基づき、平成18年度をもって廃止。  | 補助金の削減額<br><br>交付額0円<br>(平成17年度予算額238千円)   | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申<br><br>不公平感が解消されるときに、財政負担が軽減できる。  | 15   | 経過措置として該当者に交付                |                      |         |    |    |  |  |
| 継続 | 55 | 保健福祉部 | 人権同和対策課 | 同和地区児童に係る保育所・幼稚園入所支度金の廃止 | 2-2-1<br>事務事業の簡素効率化 | 平成18年度をもって廃止に向け交付要綱を改正し、関係者にも周知済み。   | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申に基づき、平成18年度をもって廃止。  | 支給金の削減額<br><br>支給額0円<br>(平成17年度予算額20千円)    | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申<br><br>不公平感が解消されるときに、財政負担が軽減できる。  | 15   | 経過措置として該当者に支給                |                      |         |    |    |  |  |
| 継続 | 56 | 保健福祉部 | 人権同和対策課 | 同和地区に係る敬老祝金の廃止           | 2-2-1<br>事務事業の簡素効率化 | 平成18年度をもって廃止に向け交付要綱を改正し、関係者にも周知済み。   | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申に基づき、平成18年度をもって廃止。  | 支給金の削減額<br><br>支給額0円<br>(平成17年度予算額1,668千円) | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申<br><br>不公平感が解消されるときに、財政負担が軽減できる。  | 15   | 経過措置として該当者に支給                |                      |         |    |    |  |  |
| 継続 | 57 | 保健福祉部 | 人権同和対策課 | 同和地区母子家庭に係る母子手当の廃止       | 2-2-1<br>事務事業の簡素効率化 | 平成18年度をもって廃止に向け交付要綱を改正し、関係者にも周知済み。   | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申に基づき、平成18年度をもって廃止。  | 支給金の削減額<br><br>支給額0円<br>(平成17年度予算額300千円)   | 人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会答申<br><br>不公平感が解消されるときに、財政負担が軽減できる。  | 15   | 経過措置として該当者に支給                |                      |         |    |    |  |  |
| 継続 | 58 | 環境部   | 環境第一課   | ごみ処理の有料化の検討              | 2-3-3<br>受益者負担の適正化  | ごみ指定袋を一定枚数以上使用する場合に有料化としている現行制度では、多くの世帯の使用枚数が一定枚数以下であるため、排出量に応じた公平な負担となっていない。  | 廃棄物減量等推進審議会の専門部会で有料化について検討をしている。18年度中にごみ処理費用の市民負担のあり方について答申をいただき、19年度に住民説明会を開催し、市民合意を得た後、20年度から実施を予定している。 | 住民説明会の開催数<br><br>1,000回                    | 有料化の実施には市民に対し十分な説明を必要とし、プラスチック製容器包装の分別説明会と同様の開催数を設定したものの、<br><br>ごみの発生・排出抑制、再資源化の推進、公平性の確保と財源の確保 | 15   | 市民負担のあり方について審議会からの答申         | 住民説明会の実施             | 有料化の実施  |    |    |  |  |
| 継続 | 59 | 環境部   | 環境第二課   | し尿等収集業務委託の見直し            | 1-2-3<br>民営化の検討     | し尿収集業務は業者が行い、し尿処理手数料の料金徴収業務は市が行っていることによる市民の不便さを解消し、業務の効率化を図る必要がある。   | 平成18年度にし尿収集業者に料金徴収事務の委託を実施する。   | 早期に委託を実施する。<br><br>平成18年度委託                | 市民サービスの向上と経費の削減<br><br>市民サービスの向上と経費の削減   | 15   |                              |                      |         |    |    |  |  |
| 継続 | 60 | 環境部   | 衛生センター  | 公衆トイレ管理業務の民間委託           | 1-2-1<br>民間委託等の推進   | 職員による特別清掃・パトロール業務を除き、公衆トイレ75ヶ所(合併地区分18ヶ所)を専門業者と地元地区へ清掃業務を委託しており、苦情・要望処理や夜間対応等のきめ細かいサービスの提供が必要とされている。   | 合併に伴う広域化とトイレ数の増加による17年度の調査、検討結果を踏まえ、特別清掃・パトロール業務の民間委託の是非について18年度に再検討し判断する。                                | 公衆トイレ管理業務民間委託数<br><br>75ヶ所                 | 現在、清掃業務を委託しているセンター所管分47ヶ所と他課所管分28ヶ所の総数<br><br>業務の効率化、経費の削減                                       | 15   | 管理業務の民間委託について検討              |                      |         |    |    |  |  |

平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部移動 :実施・移動

| 区分 | 部局 | 所属             | 改革項目名  | 大綱の視点等                  | 現状と課題                      | 具体的な進め方   | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値  | 目標値設定の根拠   | 成果・効果  | 着手<br>年度                               | 実施計画年度                       |                                    |   |                                  |                    |  |
|----|----|----------------|--------|-------------------------|----------------------------|---|---|--|--|--|------------------------------|------------------------------------|---|----------------------------------|--------------------|--|
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  | 18                           | 19                                 | 20  | 21                               | 22                 |  |
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移) |                                    |   |                                  |                    |  |
| 継続 | 61 | 環境部            | 衛生センター | 衛生センターの在り方の検討           | 2-2-4<br>既存施設の見直し          | 下水道の普及により収集量が減少しているため、し尿処理施設の今後の在り方を検討する必要がある。  | 広域連合し尿処理専門部会におけるし尿処理施設の在り方と統廃合についての調査・検討結果を受け、施設の在り方を検討する。  | 広域連合の検討結果による。  | 広域連合の検討結果による。  | し尿の効率的な処理                              | 15                           |                                    |   |                                  |                    |  |
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  |                              | 広域連合し尿処理専門部会で調査・検討                 | 広域連合し尿処理専門部会で調査・検討                        | 広域連合し尿処理専門部会で調査・検討               | 広域連合し尿処理専門部会で調査・検討 |  |
| 継続 | 62 | 産業振興部          | 商工振興課  | 商工会議所・商工会運営費補助金算定基準の見直し | 1-1-2<br>補助金の整理適正化         | 従来、団体の運営経費全般を対象に補助金を交付しているが、算定根拠が不明確のため、新たに算定基準を整備する必要がある。  | 運営費補助から、事業費補助へ算定基準を整備する。ただし、団体統合を予定しているため、商工会はH18年度から、商工会議所はH19年度から適用する。  | 新算定基準適用団体数<br>1商工会議所、1商工会  | H18年4月に商工会、10月に商工会議所がそれぞれ団体統合し、1商工会議所、1商工会になるため。       | 補助金算定基準の明確化により、各団体の公平性が保たれる。           | 17                           |                                    |   |                                  |                    |  |
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  |                              | 新算定基準を商工会へ適用                       | 新算定基準を商工会議所へ適用                            |                                  |                    |  |
| 継続 | 63 | 産業振興部          | 商工振興課  | 中小企業振興資金保証料補給金制度の見直し    | 2-3-3<br>受益者負担の適正化         | 国の信用補完制度の見直しにより、保証制度の抜本的な見直しがあり、保証料補給金の支出の増加が避けられない状況になっている。  | 保証料率の変更に伴う支出額の増加をできるだけ圧縮しながら、負荷が高い中小企業者への配慮を行い、受益者負担の適正化を図る。  | 制度見直しによる支出額増加の圧縮。<br>当初予算枠内                                      | 中小企業者の利用率が、景気変動により大幅に変わるため、目標値の設定が難しい。                 | コスト削減が図られる。                            | 17                           |                                    |   |                                  |                    |  |
| 継続 | 64 | 産業振興部<br>教育委員会 | 観光課    | いなほの山荘の廃止               | 2-2-4<br>既存施設の見直し          | 18年度の高原学校をアゼリア飯綱で実施することが、施設・教育委員会・校長会の打ち合わせで決まった(18年度の利用見込みがなくなった)  | 施設の解体撤去に向けて、環境省等との協議を進めていく<br>解体費、原状回復費の予算要求  | 環境省への国立公園事業廃止届の提出し、承認される   | 19年度早々に解体工事に着手するために、許可関係をクリアしておく。(現在の維持管理経費支出 0円)      | 経費の削減                                  | 15                           |                                    |   |                                  |                    |  |
| 新規 | 65 | 産業振興部          | 観光課    | 3スキー場の再編                | 2-1-1<br>目標管理導入等           | 暖冬傾向による不安定な積雪に加え、全国的なスキー人口の減少で、厳しい経営状況が続いている。   | 各スキー場の運営方針並びに位置付けを明確に定め、指定管理者制度及び民間営の導入等を視野に入れ、将来的なあり方について検討を進める。   | 運営における収支改善<br>損失補てん額<br>飯綱:80,000千円<br>戸隠:30,000千円<br>大岡:5,000千円 | リフト建設等の起債・企業債償還金を除いた索道事業費から索道収入を差し引いた収支額。ただし、建設改良費は含む。 | スキー場経営の健全化と市民の冬期スポーツの振興                | 18                           |                                    |   |                                  |                    |  |
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  |                              | 飯綱スキー場指定管理者制度導入                    | 戸隠スキー場民間営化大岡スキー場指定管理者制度導入                 | 戸隠スキー場民間営化飯綱スキー場・大岡スキー場指定管理者制度導入 |                    |  |
| 新規 | 66 | 産業振興部          | 観光課    | 観光施設等の集客施設の類型化作業及び見直し   | 2-2-4<br>既存施設の見直し          | 合併により宿泊施設、日帰り温泉施設、産業振興施設等の類似施設を多く抱えている。また、施設の設置目的が、観光だけでなく地域産業の振興や社会教育などの複合的な要素、雇用等によって地域の活性化を図るものとなっているため、施設の設置目的や利用実態を把握し、民間委託や事業の廃止又は縮小に向けた検討が必要である。 | 施設の設置目的、各施設利用者の動向、類似施設の利用実態を把握する。「採算性」を軸に「広域性・希少性」を優先して、4つの領域で観光施設等の類型化作業を進める。再編案の作成を進める。民間委託、事業の廃止又は縮小等に向けた検討を進める。 | 再編案の実施<br>民間委託等の推進<br>事業の廃止又は縮小等の実施                              | 行政コストの削減が図られる。利用者へのサービスの向上が図られる。                       |  | 18                           |                                    |   |                                  |                    |  |
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  |                              | 設置目的・利用実態の把握、類型化作業                 | 再編案の作成                                    |                                  |                    |  |
| 新規 | 67 | 建設部            | 住宅課    | 住宅相談窓口の設置               | 3-5-2<br>窓口サービスの改善         | 住宅に関する、いわゆる悪質商法や住宅改修工事などの相談窓口が一元化していない。   | 相談窓口を設置し、民間団体や市の協働により対応する。展示する住宅関連の耐震金物や錠、設備などを選定する。相談の対応ができる民間団体等への講習会を実施する。                                       | 相談件数<br>24件  | 月4回の相談開催で、4件/月×6ヶ月月=24件                                | 苦情の相談から改修工事の実施案内まで幅広く対応ができる。           | 18                           |                                    |   |                                  |                    |  |
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  |                              | 年度後半の窓口開設に向けて実施検討                  | 協働する民間団体等への講習会の開催継続<br>ホームページ等での住宅関連情報の充実 |                                  |                    |  |
| 継続 | 68 | 都市整備部          | 公園緑地課  | 街路樹愛護会の設立促進             | 1-2-4<br>市民公益活動団体との協働の推進   | 市民参加による街路樹愛護活動を行う団体がない地区が多い。  | 愛護会を設立していない地区に、区長会等で街路樹愛護活動のPRと説明会を行い、愛護会の設立を働きかけていくことと広報によりPR  | 街路樹愛護活動をする団体の数<br>10団体以上   | 街路樹愛護会活動の地域への説明会と広報等によるPRにより、設立団体数の目標を10団体以上にしたものを。    | 公共施設に対する意識と愛護精神の高揚、きめ細かな街路樹管理と経費の削減    | 15                           |                                    |   |                                  |                    |  |
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  |                              | 広報によるPRと全地域の区長会等で説明会を実施して設立団体を増やす。 |   |                                  |                    |  |
| 継続 | 69 | 会計課            | 会計課    | 郵便局窓口収納の実施              | 3-1-1<br>市民の目線による事務事業等の再点検 | 合併した区域には郵便局以外の金融機関窓口が少ない地区があることから、郵便局での窓口収納を実施することにより市民の利便性を図るとともに、納入機会の確保による財源の安定化を図る必要がある。  | 納付書の郵便局利用可能な様式への変更<br>情報システムの改修<br>郵便局窓口収納の実施   | 郵便局窓口利用件数<br>64,900件   | 市税等の納入窓口と郵便局を指定することにより、市民が利便を享受できる年間納付件数               | 市民ニーズへの対応と、将来的な電子納付等導入時の様式変更に対応する環境の整備 | 15                           |                                    |   |                                  |                    |  |
|    |    |                |        |                         |                            |   |   |  |  |  |                              | 平成18年4月窓口収納取扱開始                    |   |                                  |                    |  |

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部稼働 :実施・稼働

| 区分 | 部局 | 所属                            | 改革項目名                           | 大綱の視点等                    | 現状と課題   | 具体的な進め方  | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値  | 目標値設定の根拠  | 成果・効果                           | 着手年度 | 実施計画年度  |                                   |                             |                  |    |
|----|----|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---|--|---|---|---------------------------------|------|---|-----------------------------------|-----------------------------|------------------|----|
|    |    |                               |                                 |                           |   |  |   |   |                                 |      | 18  | 19                                | 20                          | 21               | 22 |
|    |    |                               |                                 |                           |   |  |   |   |                                 |      | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移)                  |                                   |                             |                  |    |
| 継続 | 70 | 教育委員会<br>学校教育課                | 定時制高校生に対する奨学金の改善                | 2-2-1<br>事務事業の簡素化効率化      | 市内在住の定時制高校生に対する奨学金(授業料相当額)の給付について、本人及び保護者の所得制限を設けて給付することについて検討を進めてきたが、生徒のみが単身世帯を構成するなど、世帯の把握及び所得判定が煩雑であることから、簡潔な方法の検討が必要である。                                    | 平成18年度以降の入学者(編入者含む)から、奨学金を一律授業料の額の1/2とする。なお、各中学校進路指導担当あて通知し、制度改正について周知を図る。<br>なお、現に在籍している生徒については、卒業時まで現行制度を継続する。                                       | 奨学金額の削減<br><br>平成21年度削減額<br>4,000,000円  | 平成17年度当初認定額<br>8,155,160円の1/2   | 経費の削減                           | 15   |   |                                   |                             |                  |    |
| 新規 | 71 | 教育委員会<br>学校教育課                | 学校関係補助金の見直し                     | 1-1-2<br>補助金の整理適正化        | 小・中学校の教育活動等に関し、各種補助金を交付しているが、外部監査等で、執行機関内での補助金の交付に疑問を投げかけられており、その補助金の対象経費、必要性を精査し、廃止、予算執行等の適正化を図る必要がある。   | 各補助金の交付目的を確認し、補助金の効果、必要性を検討する。また、補助対象経費を確認し、補助金による執行の課題、予算直接執行による問題点を整理し、補助金のあり方を検討する。   | 廃止又は直接執行に変更される補助金数<br><br>5補助金  | 現在学校へ交付している10の補助金のうち、再検討が必要と判断するものが5つあったため  | 教育活動の予算執行に公正さが増すとともに、経費の削減につながる | 18   | 補助金の目的の確認・検討<br>校長会との調整<br>課題の解消              | 補助金の見直し<br>校長会との調整<br>課題の解消       | 補助金の見直し<br>校長会との調整<br>課題の解消 | 補助金の見直し<br>課題の解消 |    |
| 新規 | 72 | 教育委員会<br>学校教育課                | 就学援助制度の見直し                      | 2-2-1<br>事務事業の簡素化効率化      | 準要保護児童・生徒に対する就学援助については、対象となる児童・生徒数が増加していることから、助成額も年々増加している。<br>また、国庫補助率の低下に伴い市費負担額が大幅に増加してきているが、平成17年度からは国の三位一体改革により国庫補助金から一般財源化されたため、今後、どの程度国庫負担が見込まれるのかわからない。 | 中小学校の修学旅行費に対する就学援助は、限度額を設けず補助を行っているが、対象児童・生徒の増加に伴い予算額が毎年増額している現状を鑑み、平成18年度から限度額を設けることとし、各学校に対し通知する。また、小学校の体育実技用具費について購入費に対する援助からレンタル費への援助に切り替えるよう検討する。 | 中小学校の修学旅行費に限度額を設ける。<br>体育実技用具費については購入費の援助を廃止し、レンタル費を援助する方式に切り替える。<br><br>小学校の修学旅行費の限度額を20,600円<br>中学校の修学旅行費の限度額を55,900円とする。<br>体育実技用具費についてはスケート400円、スキー1,000円～1,500円程度。 | 国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱」において予算単価として示された額を中小学校の修学旅行費援助の限度額とする。小学校の体育実技用具費(レンタル費)については、実費による。              | 就学援助制度に係る費用の削減。                 | 18   | 中小学校の修学旅行費の限度額については実施。<br>小学校の体育実技用具費については検討。 | 小学校の体育実技用具の援助を廃止し、レンタルの援助へと切り替える。 |                             |                  |    |
| 継続 | 73 | 教育委員会<br>生涯学習課                | 蔵春閣の廃止                          | 2-2-4<br>既存施設の見直し         | 平成17年度末で蔵春閣を廃止する。   | 17年12月 廃止条例案を議会へ提出<br>1月 広報などが廃止広報<br>使用申請受付の停止<br>2月 関係者へ周知<br>18年3月末 施設の廃止   | 維持管理経費<br><br>削減予定額<br>3,051,000円   | 廃止に伴い削減される経費等   | 経費の節減、施設の有効活用                   | 17   |   |                                   |                             |                  |    |
| 新規 | 74 | 教育委員会<br>生活部<br>産業振興部<br>関係部局 | 生涯学習施設の再編                       | 2-2-4<br>既存施設の見直し         | 公民館、働く女性の家、勤労青少年ホームなどは、政策目的に応じて特定の市民を対象に別個の公共施設を設置していたが、このことにより施設の運営に無駄が生じている。このため、あらゆる市民の交流が可能となるように公共施設を再編し、維持管理コストの削減に努める必要がある。                              | 平成18年度 現状の調査と課題の整理<br>平成19年度以降 計画案の策定と段階的な実施   | 老朽化施設の廃止又は<br>公民館等への一元化   | 再編による代替え施設を別に設けられれば、老朽化施設の廃止による影響は少なくできる。<br>廃止ができなくても、利用できる多くの市民の利用を可能にすることによって、施設の有効活用を図り、併せて維持管理コストを減少させることができる。 | 施設の有効活用と経費の削減                   | 18   | 利用状況の調査<br>維持管理経費の調査<br>再編に伴う課題の整理            | 再編計画案の策定<br>再編計画の実施準備             | 再編計画の完了<br>再編後の位置付けでの運営継続   |                  |    |
| 継続 | 75 | 教育委員会<br>文化財課                 | 指定文化財環境整備事業補助金の見直し              | 1-1-2<br>補助金の整理適正化        | 継続して同額の補助金を交付していたため、補助金が既得権化しているものがある。詳細な基準を定め、公平性、効果経済性を高める必要がある。  | 補助対象事業、補助期間、補助限度額等の詳細な補助金交付基準を定める。   | より明確な補助金交付基準により、適正な補助金交付を実施する   | 現在の補助金交付要綱や補助金交付内規では、明確な補助対象事業、補助期間、補助限度額を定めていないため  | 保存団体の自立を促進し、補助金の適正化を図られる。       | 17   |   |                                   |                             |                  |    |
| 継続 | 76 | 教育委員会<br>埋蔵文化財センター            | 埋蔵文化財情報の地理情報システム(GIS)化に向けての調査検討 | 3-4-1<br>IT社会に対応したサービスの拡充 | 調査成果等過去の遺跡情報の検索が容易でなく、蓄積された情報が迅速に保護行政に反映しづらい。また、遺跡地図の公開が未整備で周知の徹底がなされていない。  | GISを用いた遺跡地図情報システムにより蓄積された情報の共有化を図り、保護行政の適正化・迅速化を進めるとともに、遺跡地図情報をホームページにて公開し、周知を徹底する。  | 既存情報の整理とデータ化を進め、データベースの充実を図る。また、新規取得データの迅速な入力体制を確立する。   | 全庁型GISシステム構築上のため、目標値の設定は困難である。このため、システム稼働時の速やかな運用に備え、情報蓄積の充実を図る。  | 埋蔵文化財保護行政の迅速化・適正化を図られる。         | 16   |   |                                   |                             |                  |    |

# 平成18年度 実施計画改革項目一覧表 (84項目)

(注) :調査検討、方針決定、実施準備 :一部実施、一部移動 :実施・移動

| 区分 | 部局 | 所属    | 改革項目名                             | 大綱の視点等                    | 現状と課題                     | 具体的な進め方   | 目標値<br>上段:採用する指標<br>下段:目標値  | 目標値設定の根拠  | 成果・効果   | 着手<br>年度   | 実施計画年度                       |                        |                        |                                 |                    |
|----|----|-------|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------|---|---|---|---|--|------------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|--------------------|
|    |    |       |                                   |                           |                           |   |   |   |   |  | 18                           | 19                     | 20                     | 21                              | 22                 |
|    |    |       |                                   |                           |                           |   |   |   |   |  | 当初計画(上段:実施予定状況の記号・下段:目標値の推移) |                        |                        |                                 |                    |
| 新規 | 77 | 教育委員会 | 博物館                               | 茶臼山自然史館の新自然史館への統合         | 2-2-4<br>既存施設の見直し         | 現在、自然史館は茶臼山のほか、合併に伴い戸隠地質化石館が加わった。同種の施設を複数管理することとなるため、統合により再編する必要がある。                              | 老朽化した戸隠地質化石館を、小学校統合に伴い空き校舎となる櫛小学校に、新自然史館として整備する予定。それに併せて茶臼山自然史館を廃止する。         | 戸隠化石館の整備促進と茶臼山自然史館施設の跡利用計画を進める。                       | 戸隠の施設は学校の再利用であり、また自然史館の廃止による有効な施設後利用が必要なため        | 経費の削減 施設の有効活用  | 18                           | 展示設計<br>改装建築設計         | 展示施工<br>建築改装施工         | 展示施工<br>建築改装施工 閉館<br>茶臼山自然史館の廃止 | 茶臼山自然史館<br>跡利用計画開始 |
| 継続 | 78 | 教育委員会 | 体育課                               | 河川敷運動場管理業務委託              | 1-2-1<br>民間委託等の推進         | 犀川第1・第2運動場の芝生管理を長野市開発公社に委託している。<br>利用者数等と管理経費における費用対効果から適切な管理仕様を検討する必要がある。                        | 施設利用頻度(利用者数等)における適切な管理委託の仕様とする。<br>利用者数等を把握するための調査を行う。                        | 委託の仕様を検討する施設数<br>3施設                                  | 芝生のマレットゴルフ場、3施設                                   | 適切な管理  | 15                           |                        |                        |                                 |                    |
| 継続 | 79 | 教育委員会 | 体育課                               | 利用の少ない河川敷運動場の廃止及び整備頻度の見直し | 2-2-1<br>事務事業の簡素効率化       | 牧島運動場、北屋島運動場の整備について、地元愛護会活動に関する協議を進める。小島田運動場、塩崎マレットゴルフ場は廃止も含めて地元と協議を進めている。<br>地元の合意形成にある程度時間を要する。 | 利用状況等における維持管理経費から適切な費用対効果となっているか等、地元区長を窓口に関し協議し廃止を含め施設のあり方を見直す。               | 廃止を含む検討施設数<br>2施設                                     | 利用者数の少ない施設  | 経費の削減と施設の適正な維持管理   | 15                           |                        |                        |                                 |                    |
| 継続 | 80 | 教育委員会 | 生涯学習課、総務課、男女共同参画課、産業振興部、都市整備部、総務課 | 公共施設・講座予約システムの導入          | 3-4-1<br>IT社会に対応したサービスの拡充 | 運動公園施設、社会体育館、テニスコート、運動場、教室等の予約をインターネットを利用して予約できるシステムを平成17年5月1日から稼働している。今後、未導入施設の導入について調整する必要がある。  | システム回線が整備できていない施設について、整備の拡充及び他施設での受付ができないか等について調整する。                          | 予約システム未稼働施設数<br>体育施設 10施設<br>公民館施設 10施設<br>雇用促進施設 4施設 | システム回線が未整備となっている施設数                               | 市民の生涯学習とスポーツの振興及び施設の有効利用                                     | 16                           |                        |                        |                                 |                    |
| 新規 | 81 | 教育委員会 | 体育課                               | 適切な使用料の見直し                | 2-3-3<br>受益者負担の適正化        | 社会体育館等の一部施設及び学校開放体育施設においては、使用料無料により運営維持管理しているが、受益者負担の考え方から適当な使用料徴収を検討する必要がある。市民の理解が必要である。         | 照明を使用している施設において、電気料実費相当を使用料として徴収することや、維持管理経費から費用対効果の観点をもとに適当な使用料を検討する。        | 有料化する施設数<br>社会体育館等35施設<br>開放学校数 81校                   | 現在無料で夜間照明設備のある施設数                                 | 経費面において適正な運営維持管理ができサービス向上に繋がる。<br>無断キャンセル等の不正使用者を無くすることができる。 | 18                           | 適当な使用料の調査<br>研究、周知     | 適当な使用料の調査<br>研究、周知     | 方針決定、随時導入                       |                    |
| 新規 | 82 | 教育委員会 | 産業振興部                             | オリンピック施設におけるネーミングライツの研究   | 2-3-4<br>自主財源拡充の検討        | 自主財源確保を目的に広告料収入について研究、検討をしている。  | オリンピック施設における「ネーミングライツ」について研究、検討を進め、導入するのかが決める。<br>併せて、他の施設における導入の可能性について検討する。 | 導入を検討する施設数<br>6施設                                     | オリンピック施設数   | 自主財源の拡充、及び、施設PRに繋がる。   | 18                           | 調査検討、実施準備              | 方針決定、実施準備              | 随時導入、検討継続                       |                    |
| 新規 | 83 | 教育委員会 | 体育課                               | スパイラルのあり方の検討              | 2-2-4<br>既存施設の見直し         | 施設の運営維持管理に多額な経費が投じられているが、施設の特長から利用者及び利用期間に限られ、十分な利用料等の収入が望めないことなどから、施設のあり方についての検討が必要である。          | ナショナルトレーニングセンター指定への取り組みを進め、国からの応分の負担を求める。                                     | ナショナルトレーニングセンターとしての指定                                 | コース・リンク整備経費及びスポーツ科学サポート設備配置費等について財政措置を国に要望しているため。 | サービス向上、経費削減と適正な維持管理  | 18                           | ナショナルトレーニングセンター指定への取組み | ナショナルトレーニングセンター指定への取組み | 検討案の公表                          |                    |
| 継続 | 84 | 教育委員会 | 人権と教育課                            | 人権同和問題女性研修会実行委員会補助金の見直し   | 1-1-2<br>補助金の整理適正化        | 17年度に研修参加者より参加費を徴収し、自己財源の確保に努めたが、依然として補助金割合が、81.4%と高率である。   | 団体と協議し、団体負担金の拠出、参加費の値上げ及び全体経費の削減等の手段により、補助金の削減を図る。                            | 団体の収入に占める補助金の割合<br>補助金の割合50%                          | 平成15年度包括外部監査において、50%以上を補助金の割合の高いものとしている。          | 団体の自立性が高まるとともに経費が削減できる。                                      | 17                           | 65%                    | 50%                    |                                 |                    |